

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において閲覧できます。

令和六年七月二十六日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和六年五月十日奈良県指令建第一一二一八八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年七月十七日建第一〇三四七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字上之庄三七〇番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字上之庄四五六番地

岡本太一

一 許可番号

令和五年十二月七日奈良県指令建第一一二一六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年七月十八日建第一〇三四八号

公共施設に関する工事の検査済証 令和六年七月十八日建第五九三四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市曾大根一丁目八五番一及び八六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市北之庄町四一番地の二

株式会社キノシタ 代表取締役 木下智喜

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和高田市曾大根一丁目八五番一及び八六番一の各一部

水路 大和高田市曾大根一丁目八六番一の一部

一 許可番号

令和五年十月十二日奈良県指令建第一二一八〇号

令和六年六月二十五日奈良県指令建第一二一八〇一七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年七月十八日建第一〇三四九号

公共施設に関する工事の検査済証 令和六年七月十八日建第五九三五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市小明町五一三番一、五一三番二、五一三番三、五一三番四、五一三番五、五

一三番六、五一三番七、五一三番八、五一三番九、五一三番一〇、五一三番一一、五

一三番一二、五一三番一三、五一三番一四及び五一三番一七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市南紀寺町三丁目二九二番地の九

株式会社エステートトラスト 代表取締役 田中洋

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市小明町五一三番四及び五一三番一七

下水道 生駒市小明町五一三番四の一部

水路 生駒市小明町五一三番九

一 許可番号

令和六年三月二十七日奈良県指令建第一二一六六七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年七月十八日建第一〇三五〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市大字大谷五二一番一、五二一番三、五四一番二及び五四一番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市葛本町三三八番地の六

株式会社エターナル住宅流通 代表取締役 田中昭治